



管理コード	変更事項(事項名)	該当法令等	制度の現状	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの提案に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	再々検討要請	提案主体からの再意見	プロジェクト名	提案主体名	都道府県	制度の所管・関係官庁	
130060	新エネルギーの利便の促進(バイオエタノール)	大気汚染防止法第19条第1項 大気汚染防止法第19条の2第1項 大気汚染防止法第19条の3第1項 自動車燃料の規格に関する法律第13条第1項 揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則第10条 道路運送車両法第40条、41条 道路運送車両の保安基準第1条の2 道路運送車両の重量を定める告示第3条	自動車燃料の規格は、大気汚染防止法、道路運送車両法及び揮発油等の品質の確保等に関する法律の法律においてそれぞれ規格を定めているものであるが、道路運送車両法及び品規格法での燃料規格は、大気汚染防止法第19条第1項及び第19条の2第1項の規定を踏まえて規格を制定しているものである。大気汚染防止法においては、大気汚染防止の観点から、同法に基づく自動車燃料の性状に関する許容限度及び自動車燃料に含まれる物質の量の許容限度を定め、エタノール分に係る規格については、含酸素率13%までを規定している。また、品規格及び道路運送車両法においては、この大気汚染防止法に基づく燃料性状許容限度に基づくとともに、加えて安全性確保の観点から、バイオ燃料の混合濃度については、ガソリンについてはエタノール3%(E3)まで、軽油については補助燃料メチルエステル5%(B5)までと規定している。揮発油等の品質の確保等に関する法律(以下「品規格法」という。))においては、国民生活との関連が強い石油製品である揮発油、軽油、灯油及び重油について、消費者の利益を保護することを目的として、石油製品の品質の確保等についての措置を講じている。同法においては、大気汚染防止法第19条の2第1項の規定を踏まえて規格を制定しているものであるが、車両安全性及び大気汚染防止の観点から問題がない燃料性状を規格として規定しており、バイオ燃料の混合濃度については、ガソリンについてはエタノール3%(E3)まで、軽油については補助燃料メチルエステル5%(B5)までと規定している。エタノール含有量については、一般車両に高度度アルコール燃料を導入した場合に含酸素率及び火災のおそれがあるため、一般車両に使用して安全性状態のない燃料として3%上限を規定しているものである。	バイオエタノールを10%混合したガソリン(E10)に対応したものが公道を走行することを可能とする。E10の製造及びE10対応車へのE10供給を可能とする。	バイオエタノールは、規格外小売等から製造し、ガソリンと混合して自動車用燃料として使用することができる。バイオマスから製造したものを、カーボニュートラルであり、CO2の排出量削減に資する。バイオ燃料の製造効果は1990年比で25%削減(注)を打ち出したことである。達成するためには、運輸部門のCO2排出量削減は必須であることから、バイオエタノールの高度度混合利用の早期実施を提案する。なお、E10燃料はアメリカの州で義務づけられるなど既に海外で普及しており、国内の自動車メーカーも技術的に対応済みである。また、排出ガスについても実証実験の結果、法令に規定された許容限度を下回っていることが確認されている。E10を供給する自動車は、E10に技術対応が可能ならE10対応車とする。現状ではE10対応できないから、車両登録を可能とすること提案する。なお、E10に対応していない車へのE10供給を防止するため、給油機本体やスルズにE10であることを表示することとし、給油口の近くE10燃料使用可能である旨を表示するなどの対策を講じる必要がある。	Ⅲ			各府省庁からの提案に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	再々検討要請	提案主体からの再意見	十機エネルギー特区	十機エネルギー特区推進協議会	北海道	経済産業省 国土交通省 環境省
130070	新エネルギーの利便の促進(BDF)	揮発油等の品質の確保等に関する法律第11条の7第1項 揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則第22条第1項	自動車燃料の規格は、大気汚染防止法、道路運送車両法及び揮発油等の品質の確保等に関する法律の法律においてそれぞれ規格を定めているものである。道路運送車両法及び品規格法での燃料規格は、大気汚染防止法第19条第1項及び第19条の2第1項の規定を踏まえて規格を制定しているものである。大気汚染防止法においては、大気汚染防止の観点から、同法に基づく自動車燃料の性状に関する許容限度及び自動車燃料に含まれる物質の量の許容限度を定め、エタノール分に係る規格については、含酸素率13%までを規定している。また、品規格及び道路運送車両法においては、この大気汚染防止法に基づく燃料性状許容限度に基づくとともに、加えて安全性確保の観点から、バイオ燃料の混合濃度については、ガソリンについてはエタノール3%(E3)まで、軽油については補助燃料メチルエステル5%(B5)までと規定している。揮発油等の品質の確保等に関する法律(以下「品規格法」という。))においては、国民生活との関連が強い石油製品である揮発油、軽油、灯油及び重油について、消費者の利益を保護することを目的として、石油製品の品質の確保等についての措置を講じている。同法においては、大気汚染防止法第19条の2第1項の規定を踏まえて規格を制定しているものであるが、車両安全性及び大気汚染防止の観点から問題がない燃料性状を規格として規定しており、バイオ燃料の混合濃度については、ガソリンについてはエタノール3%(E3)まで、軽油については補助燃料メチルエステル5%(B5)までと規定している。エタノール含有量については、一般車両に高度度アルコール燃料を導入した場合に含酸素率及び火災のおそれがあるため、一般車両に使用して安全性状態のない燃料として3%上限を規定しているものである。したがって、同法の規格を越えたバイオ燃料混合燃料の使用・販売は安全性及び大気汚染防止の観点から認められない。一方で、バイオ燃料混合量の更なる高度化への対応の必要性を踏まえて、国土交通省では、平成21年2月に、高度度バイオディーゼルの燃料使用促進に向けて、燃料、改造、点検業務上の留意点等に関する指針、注意喚起を行う等の指導策を講じて、これでのバイオディーゼルの燃料使用にかかわる既存の情報・知見を体系的に整理した「高度度バイオディーゼルの燃料等の使用による車両不具合等防止のためのガイドライン」を策定するとともに、経済産業省では、揮発油等の品質の確保等に関する法律において、自動車の安全性や環境性能を確保することを要件として規格外燃料の公道使用の認定制度(試験研究認定制度)を実施しており、これらによって、試験研究として規格外燃料の使用は可能である。なお、高度度バイオディーゼルの燃料の試験研究については、現時点では、京都府においてB20の試験研究認定を取得し実施しているところ。	BDFは、商食用油から製造し、カーボニュートラルである。軽油と混合することにより自動車用燃料として使用することができ、CO2の排出量削減に資する。バイオ燃料の製造効果は1990年比で25%削減(注)を打ち出したことである。達成するためには、運輸部門のCO2排出量削減は必須であることから、BDFの高度度混合利用の早期実施を提案する。なお、自動車の安全性を確保するため、混合するBDFについては、BIS規格に準じたBDFのみを使用する。また、車両登録については、BDFの先行実証実験を実施している。今回の提案については、E10対応車へのBDF供給を可能とされており、揮発油等の品質の確保等に関する法律に基づく試験研究認定を取得すれば公道の走行は可能。なお、高度度バイオディーゼルの燃料の試験研究用自動車以外の自動車への使用を可能とするためには、車両安全性、排ガスへの影響等の技術的課題について検討を実施していること。	Ⅲ			各府省庁からの提案に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	再々検討要請	提案主体からの再意見	十機エネルギー特区	十機エネルギー特区推進協議会	北海道	経済産業省 国土交通省 環境省	
130080	エコポイント宝くじ	刑罰法(第165条、第167条) 不正競争防止法 不正競争防止法 当せん金付証票法	富くじの発表、富くじ発表の取次ぎ、富くじの発表の禁止、経済の現状に即応して、当分の間、当せん金付証票の発表により、浮動購買力を吸収し、もつて地方財政資金の調剤に資することを旨とする。	今回提案する「エコポイント宝くじ(仮称)」とは、当選品付き抽選券を、購入者が所有しているエコポイントと交換で換領し、いずれかの応募品に当選品を交換するシステムです。現在、刑法の特例として、地方財政資金の調剤を目的として、都道府県等が富くじの発表を行っているところですが、このエコポイント宝くじについては、現金ではなくエコポイントと抽選券と交換であり、抽選券等の観点から、国庫と関係機関において特例として認めていたくない。	地球温暖化対策の1つの手段として提案させて頂くこのエコポイント宝くじ(仮称)は、当社の特許権を利用したシステムであり、個人等から一定のエコポイントを抽選・換領して抽選、一定の算出方法で抽選品が当選品として提供されるというものであります。この算出方法は現状行われている宝くじ方式、貯内金などと同様に、エコポイント宝くじのシステムとしては、エコポイントとの交換により抽選券を手入した応募者に、当選品として宝くじや太陽光発電システムなどの環境配慮型商品が当選するものです。また、応募券から抽出されたエコポイントの一部を、幼児施設(保育所・幼稚園等)などの公益的エコ事業の促進に充てる予定ですが、全て「環境エネルギー」分野で教育が盛んな低所得者層の実現に特化した事業形態で考えられています。	G	I	各府省庁からの提案に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	再々検討要請	提案主体からの再意見	株式会社 市販商事	福井県	経済産業省 環境省 消費者庁		